

## 令和8年第2回狭山市定例教育委員会会議議事録

開催日時 令和8年2月13日（金）  
午後1時30分から午後2時55分まで

開催場所 市役所 5階 教育委員会室

出席者 教 育 長 滝 嶋 正 司  
教育長職務代理者 古 谷 広 明  
委 員 安河内 由 香  
委 員 青 田 和 義

委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

生涯学習部長	五十嵐 和 也	次長兼教育総務課長	増 島 康 浩
教育施設管理課長	山 崎 吉 崇	社会教育課長	石 井 巳代子
中央公民館長	北 田 覚	中央図書館長	原 由美子
スポーツ振興課長	河 井 一 敏	学校教育部長	宇佐見 昌 義
次長兼教育指導課長	利根川 浩 子	教育センター所長	坂 木 裕 子
学 務 課 長	岩 田 剛 平	学校規模適正化担当課長	板 倉 一 元
入間川学校給食センター所長	高 島 勝 利	書 記	大 熊 正 則

会議の公開・非公開 議案第5号の審議については、個人に関する情報が含まれ、また、公にすることにより、意思決定の中立が損なわれるおそれがあることから、非公開とした。

傍 聴 者 数 0名

### 報告事項

- ・令和8年度博物館春期企画展の開催について

報告者（社会教育課長）

#### （要旨）

「一ものづくりの街さやまーお菓子今昔物語」を令和8年3月20日（金・祝日）から5月17日（日）までの間開催する。本企画展では、狭山市及び近隣地域に関わるお菓子の歴史や歩みをたどるとともに、古代の甘味料や日本の菓子文化の流れを学ぶことができる展示となっている。また、市内の老舗菓子店の秘話や懐かしのお菓子のパッケージ等の展示も行う予定である旨の報告がなされた。

委員からは、冬期企画展（「狭山の戦争の記憶とくらし」）には、最終日の前日に、高校生の娘と一緒に観覧したが、ちょうど勉強しているところでもあり、とても興味深げであった。この春期企画展も大変楽しみにしている旨の感想が

述べられた。

・狭山市立図書館の利用券の有効期限設定について

報告者（中央図書館長）

（要旨）

図書館の利用券については、図書館資料を個人で館外利用する場合には、利用券の交付を受けなければならないと定めており、館外利用できる者は、狭山市に在住・在勤・在学する者と、所沢市、飯能市、入間市、日高市及び川越市に在住の者である。令和7年3月末現在の登録者は16万170人であるが、一度交付された利用券は返納の申し出がなされない限り有効としているため、既に狭山市立図書館の利用要件を満たしていない者が含まれていると考えている。また、今後、電子図書館の運用を開始する場合、出版社の権利関係上、その貸出対象者を狭山市に在住、在学、または在勤に限定する必要があることから、居住実態に即した登録状況にしておく必要がある。具体的には、図書館の利用券に有効期限を設け交付日から3年とし、その後は更新日から3年と設定するものである。現在の登録者については、一律に令和9年3月31日を有効期限とする。更新の手続き方法は、来館時に氏名、住所を確認できる運転免許証、マイナンバーカードなどの書類の提示を求め、図書館システム内の登録内容と確認後更新となる。これらについては、市の公式ホームページや図書館内での掲示、チラシの配布などあらゆる媒体を使って周知していく。なお、狭山市立図書館管理運営規則の一部改正を行うこととなるので、次回の教育委員会会議に議案を提出する予定である旨の報告がなされた。

委員からの質疑等では、現登録者が有効期限までに更新手続きをせず、有効期限切れとなった利用者のシステム上の登録データについては、一定期間保存後、長期間未利用状態のものから順次削除していく予定とあるが、期限的には何か決まりは設けるのかとの質疑に、登録データから削除することについても、これから決定するが、期限については年単位で考えている旨の答弁がなされた。

・令和7年度『中学生学習支援事業「さやまっ子・茶レンジスクール」』  
冬季集中講座の結果について

報告者（教育センター所長）

（要旨）

昨年度と同様、対象者は中学1年生から3年生、実施教科は国語・数学・英語の3教科であり、3日間の集中講座を実施した。自由記述欄のコメントを見ると、生徒たちにとっても、有意義な学習の時間となったことがうかがえる。事前・事後テストの平均点を比較すると、どの学年どの教科でも大きな伸びが見られた。最終日に行ったアンケートの結果を見ると、参加して「とても良かった」と「まあまあよかった」が合わせて96%、授業は「とても分かりやすかった」と「まあまあ分かりやすかった」が合わせて93%、学習に自信が「とてもついた」と「まあまあついた」が合わせて84%、家庭学習の習慣が「とても身についた」と「まあまあ身についた」が合わせて77%という結果となった。

また、参加者の57%が学習塾には「行っていない」と答えており、この集中講座が学校以外で重要な学習の機会となっていることがうかがえる。出席状況は、延べ人数となるが、出席予定数879名のうち771名の参加があり、出席率は88%となった。欠席理由は、部活動の大会や試合が重なってしまったという生徒からの連絡が多かったと聞いている。今年度は、昨年度公民館を会場とした学校も、学校を会場に実施してくれたこともあり、出席率が高くなったという面もある。堀兼中学校の様子を見に行っただが、出席した生徒が集中して学習している様子がうかがえた旨の報告がなされた。

委員からの質疑等では、狭山台中学校の出席状況を見ると、出席予定数が24で出席数が25と1名多いのは、これは急遽申し込んでも出席できたということかとの質疑に、参加申込した者と実際の出席者が異なるなど、いくつかの手違いがあり、このような集計結果となっている旨の答弁がなされた。

委員からは、参加者の感想を見ると、今回とても具体的に書いてあり、皆満足できていることが分かった。3年生からは、1・2年生の頃から参加しておけばよかったというような感想もあった。親は行ってほしくても、子どもは行きたがらないが、実際参加してみると、とても良かったという感想を持つ。そういった子どもたちが、友達にも広め参加するとよいということが分かると、早いうちから参加することができるのではないかと思う。埼玉県に引っ越してきた頃は塾に行くのが当たり前のような雰囲気があり、塾に行かないと高校を選べないというような話も聞いたので、学校の先生に相談したところ、塾に行かなくても高校は選べると説明を聞き安心したことを思い出す。このような取組を狭山市で行っていると、塾に行かなくても勉学に励むことができるということが実証できるのではないかと思うとの感想が述べられた。

#### ・各種審議会等の会議結果概要について

報告者（社会教育課長）

（要旨）

令和7年度第3回狭山市社会教育委員会議の開催結果について、その概要について報告がなされた。

委員からの質疑等では、第4次狭山市教育振興基本計画の報告について、報告の仕方と出された意見の主なものはとの質疑に、社会教育委員には基本目標の4と5の社会教育課が所管の部分について意見をいただいた。報告は、前回の意見に対する回答と、社会教育委員会議が終わった後に、市民検討会議があったので、そこで出た意見を反映させたところを説明した。その後、委員からは、所管課記載部分に「博物館」の表記がないのは意図があるのか。所管課は社会教育課ということは分かっているが、博物館に関する取組内容に関する部分には「博物館」と明記すべきではないかという意見をいただいた。これに対し、博物館については、社会教育課が所管なので、特に「博物館」は記載していないと説明したところ、他市町村の計画を見ると「博物館」と入っているがどうなのかとの意見をいただき、上位計画等を踏まえて検討すると回答した旨の答弁がなされた。

- ・ 狭山市教育委員会後援名義の使用行事について

報告者（社会教育課長）

（要旨）

社会教育課関係 1 件の後援名義使用承認の申し出があり、審査の結果、使用を承認した旨の報告がなされた。

- ・ 第 4 次狭山市教育振興基本計画（素案）に係るパブリックコメントについて

報告者（教育総務課長）

（要旨）

本パブリックコメントについては、令和 8 年 1 月 10 日から 2 月 9 日までの間実施し、3 項目に関し 4 点の意見をいただいたが、結論を申し上げるとこれにより素案自体の文言の訂正の必要はないと考えている。1 点目は、「第 4 章施策の展開」の「Ⅰ 確かな学力と時代の変化に対応する力の育成」の「施策 3 ESD（持続可能な開発のための教育）の推進」の現状と課題の中に、「今後は学校運営協議会や地域学校協働活動（SCSC）との更なる連携」が必要と記述されているが、これに対応する施策の方向性や取組の記述がないという指摘であった。これに対し教育委員会としては、これについての詳細な方向性あるいは取組内容への言及を控え、学校での活動が、独創的、あるいは多様なものとなるよう支援していく考えである旨説明したいと考えている。2 点目は、「Ⅱ 豊かな心の育成と健康・体力の増進」の「施策 2 生徒指導の充実」の中で、いじめ・不登校問題について、狭山市はスクールロイヤー制度を検討しないのかという指摘であった。これに対し教育委員会としては、まずは、現在も活用している埼玉県のス쿨ロイヤー制度の活用を軸に対応していくが、市としての制度導入については、引き続き検討する旨説明したいと考えている。次に、同じ箇所では不登校の防止策の推進について、校内の居場所はスペシャルサポートルームだけでよいのかとの意見であった。これに対し教育委員会としては、スペシャルサポートルームは、令和 6 年度に始めて間もないものであり、まずは、その運用を様々試行しながら、不登校児童・生徒の適切な居場所を検討していく旨説明したいと考えている。最後に、「Ⅳ 学校家庭地域の絆づくりの推進」について、PTA や学校支援ボランティアセンター、ほかの活動も地域学校協働活動として位置づけることは疑問との意見であった。これに対し教育委員会としては、PTA や学校支援ボランティアセンターほかはもとより、個人・団体を問わず、地域全体で子どもの成長を支えるのが地域学校協働活動と捉えていると説明する旨の報告がなされた。

委員からの質疑等では、寄せられた意見に対する回答は行ったのかとの質疑に、まだこれからであるとの答弁がなされた。

議 案

議案第 3 号 令和 7 年度狭山市一般会計補正予算（第 7 号）－教育費

令和7年度狭山市一般会計補正予算（教育費）に関する議案を令和8年第1回狭山市議会定例会に提出するため、提案がなされたものである。

議案第3号については、原案可決した。

#### 議案第4号 令和8年度狭山市一般会計当初予算－教育費

令和8年度狭山市一般会計当初予算－教育費に関する議案を令和8年第1回狭山市議会定例会に提出するため、提案がなされたものである。

委員からの質疑等では、休日の部活動の地域展開に係る費用は、教育指導費の地域クラブ活動事業運営委託料で支出すると思うが、個々の指導者への謝礼、報酬は受託した地域クラブに全て任せるという考えでよいかとの質疑に、事業の委託料として予算計上しているが、加入者の数などについては見通しが立ちにくいところであり、国の補助金についても、指導者への報酬等は支出可能な部分もあるので、加入状況やNPO法人の活動の状況などを鑑みながら、支出していくような形になる旨の答弁がなされた。報酬等を差配するのは教育委員会かその地域クラブが主体的にやるのかとの質疑に、NPO法人である団体の方に任せて支給等の業務を行っていく予定である旨の答弁がなされた。全国市町村教育委員会連合会の研修会における国の説明では、休日の部活動の指導を行っている教職員の部活動手当は少し増えたが、地域に移行した際の指導者にはそれにプラスアルファで予算立てしてあるというようにあったが、そういう考え方でよいかとの質疑に、平日については、まだ地域に移行しておらず、土日については、歳出1項3目教育指導費の2 中学校文化・スポーツ活動支援事業費 12-42 事業関係委託料が、今年の8月から始まる休日部活動地域展開に係る費用となる。これまで同様の平日の部活動指導者・支援員への支払いは、1-4 会計年度任用職員報酬と 7-1 謝礼金で対応するものである。なお、国及び県からの補助金は、それぞれに対して市に入る予定で予算を組んでおり、土日の地域への移行分については、事業関係委託料として全額をNPO法人に支払う予定である。また、地域クラブ活動に参加する生徒からの参加費については、市の収入にはならず、直接NPO法人の収入となるので、それも合わせて地域展開の費用となる旨の答弁がなされた。今まで教職員には、土日に部活動の指導を3時間以上行うといくらというように手当が申請し支給されてきたが、地域クラブ活動に参加する教職員以外は、それに参加しないわけだから、そのような手当は支給されないということかとの質疑に、教職員の土日における学校での部活動の指導はなくなるが、もともと手当については県から支給されているので、市の予算には計上していない。平日の部活動指導員の報酬は、ここに計上している旨の答弁がなされた。

歳入の教育費国庫補助金中、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、公立中学校の学校給食費の保護者負担軽減のために活用するという説明であったが、小学校の方はどうなるのかとの質疑に、国が令和8年度、学校給食費負担軽減のために支援しようと考えているのは小学校だけであり、中学校については対象ではないので、狭山市では、物価高騰対策としてメニューが多岐にわたる交付金を使い、小

学校の給食費に対する国の支援月額 5,200 円と同額を中学校の保護者負担軽減のために支出しようとするものである。なお、小学校は、月 5,500 円の給食費対し、国からの 5,200 円を引いた 300 円が保護者負担となり、中学校は、月 6,200 円の給食費から小学校への支援 5,200 円と同じ金額を引いた 1,000 円が保護者負担となる旨の答弁がなされた。小学生の保護者負担と中学生の保護者負担に差があるのはなぜかとの質疑に、現在、小学生の給食費は月 4,300 円であり、中学生の給食費は月 5,000 円である。その差は 700 円であり、その辺も勘案してこのような形で考えている旨の答弁がなされた。

議案第 4 号については、原案可決した。

#### 議案 5 号 令和 8 年度当初狭山市立小中学校管理職の人事異動について

令和 8 年度当初狭山市立小中学校管理職の人事異動について、埼玉県教育委員会に内申するため、提案がなされたものである。

議案第 5 号については、原案可決した。

以 上